

税務経理

●昭和24年10月25日 第3種郵便
物認可●発行/毎週2回火・金曜
日(但し祝日を除く)●発行所/時
事通信社 東京都中央区銀座5丁
目15番8号 〒104-8178
©時事通信社2014

目次

フォーラム

高齢者は75歳以上とせよ

弁護士・神戸大学名誉教授
阿部 泰隆

高齢者は、前期が65〜74歳、後期は75歳以上とされている。そして年金の受給開始時期、定年延長などもこれを基本に論じられている。生活保護では、65歳になると、法律の定めはないが稼働年齢ではないとして、資産がなければ受給資格があるとされる。医療費については、70〜74歳の医療費の自己負担は従前1割であったが、2014年から2割となった。ただし、新たに70歳になる人からだ。保険料負担も75歳以上は大幅軽減されている(厚生労働省はやっと軽減措置を縮小する方

針、日本経済新聞14年10月11日朝刊など)。各種の軽減措置もあるため、社会保障費が年間30兆円と激増して、国家の先行きが心配である。しかし、65歳が高齢者というのは人生50年時代の発想であり、人生80年時代となり、総務省の推計(14年9月)によれば65歳以上の高齢者数は最多の3296万人・総人口の25・9%、4人に1人、75歳以上も8人に1人となっている。しかも、65歳以上というだけでは、病気になる者を除けば、元気いっぱいの方が普通である。

無事定年を迎えた者は年金で夫婦の生活には十分であり、まして、共働きでは、年金が高額なので、ビジネスクラスの海外旅行や豪華客船のクルーズに暇がない。そうではなくても、テニス、ゴルフ、カラオケ、居酒屋三昧をしている人がたくさんいる。

他方、農家や漁民、小規模事業者は死ぬまで働くのが普通であり、80歳でトラクター、漁船に乗っている者も多い。また、シルバー人材センターに登録して、庭木の剪定、草むしり、お掃除などをしてくれる方も少なくない。新聞配達、チラシまきもある。タクシートの運転手も、年金不足を補うためとして60代後半〜70代が増えている。

ところが、65歳で生活保護を受けると、毎日遊んでいることができる。あまりにも不公平である。そこで、高齢者の定義を75歳以上に変えて、病人以外はみんなその年までは働くべきである。年金の支給開始時期も遅らせるべきである。生活できない者は、繰り上げ受給すればよい。

額は減るが、多少のパートなどをすればよい。さらに、年金は納めた保険料を取り戻すのではなく、後世代負担になつているのであるから、夫婦共働きの年金は減額すべきだし、子どものいない親の年金も減額すべきである。

負担の方は、高齢者であるというだけで減額する理由がなく、資力で決めるべきである。



時事通信社